入札・契約制度改革 - 市政改革の前倒し -

市政改革の一環として従来から進めてきた入札制度改革を前倒して実施

- 入札再開に当たっての改革 透明性, 競争性の確保 -1
 - 10月9日から入札を再開 -
 - 一般競争入札の導入範囲を順次拡大

当面,8千万円以上の工事まで適用範囲を拡大

16年4月からは、5千万円以上の工事まで範囲を拡大

以降,適用範囲の順次拡大を検討

指名競争入札を行う工事は、指名業者数を大幅に拡大する

談合防止対策の強化(再掲~詳細は後段に記載)

全ての入札の予定価格を事前公表(事前公表完全実施)

指名委員会改革

工事品質の確保と検査体制の強化

電子入札の早期導入 2

> 年度内に電子入札開発に着手(16年度システム開発予定の前倒し) 16年度一部稼動,17年度全面稼動を目指す

談合防止対策の強化(違反業者への罰則の強化など) 3

独占禁止法に違反した場合,入札の指名停止期間を現在の最大9か月か ら12か月に延長

さらに,入札談合により損失を被った場合は,損害賠償の請求を行う 談合行為に対して違約金を課する

入札時における工事費内訳書の提出(1千万円以上の工事)

入札監視委員会(仮称)の設置,機密保持の徹底など 4

第三者による入札監視委員会(仮称)の設置 契約業務に関する情報提供の働きかけへの対応マニュアルの策定 職員の再就職に関する基準の見直し 契約事務等の執行に関する機密保持の徹底

職員の綱紀粛正の指導強化

情報の積極的な公開 - ホームページでも公表 -5

入札制度改革の内容と進捗状況を公表

入札結果の公表

第三者等からの情報提供要求などの働きかけ行為を公表